

令和7年7月17日

市内各小・中学校 保護者 様

幸手市教育委員会教育長
幸手市立権現堂川小学校長

児童生徒性暴力等の防止等に関する取組及び保護者・児童生徒の相談窓口について

日頃、本市及び本校の教育活動にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。さて、現在メディア等で、教職員が児童生徒等を盗撮した画像などを SNS 上の教師間のグループで共有し逮捕されたとの事案等が報道されております。こうした中、本県においても教職員が盗撮目的での建造物侵入容疑で逮捕される事案が発生しました。

このような教職員の立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことは、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に対する重大な影響を与えるものです。さらに、このことは教師が行う教育活動に対する児童生徒や保護者からの信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かすものであり、断じて許されるものではありません。

そこで、本校では、校内の教室やトイレ、更衣室等を点検し異常がないことを確認したところですが、引き続き、児童生徒性暴力等を含めた教職員の事故防止として下記のことに取り組みでいきます。なお、心配なことがある場合は、お配りしたリーフレット「児童生徒を性暴力等から守るために」を参照するとともに、児童生徒や保護者の相談窓口を開設していますのでご相談ください。

記

1 幸手市における児童生徒性暴力等の防止等に関する取組

- (1) 全教職員を対象とした児童生徒性暴力等の防止のための校内研修の実施
- (2) 盗撮が考えられる場所（トイレ、更衣室、教室、部室等）の継続的な巡回
- (3) 教室内の整理整頓等、盗撮がしにくい環境の整備
- (4) 教職員が児童生徒と一対一の指導とならないような環境と体制の整備
- (5) SNS 等を使った教職員と児童生徒との私的なやり取りの禁止
- (6) 児童生徒だけでなく、教職員を含めた「ICT の善き使い手」を育成するための「デジタル・シティズンシップ教育」（インターネットやデジタル機器を正しく、安全に、責任をもって使える力を育てる教育）の推進
※これからの社会を生きる児童生徒の情報活用能力を育成するためには、タブレット端末をはじめとした情報端末の活用が、教育活動において不可欠となってきています。従って、児童生徒だけでなく、教職員も含めた「ICT の善き使い手」育成のため、幸手市では今後もデジタル・シティズンシップ教育を推進していきます。
- (7) 教職員向け使用規程に基づいた教職員の私物のスマートフォン、タブレット端末等の適切な運用

2 幸手市における保護者や児童生徒の相談窓口

児童生徒を性暴力等から守るため、心配なことがある場合には、以下のいずれかの窓口にご相談ください。

文部科学省 子供のSOS相談窓口	
埼玉県教育委員会 教職員コンプライアンス相談ホットライン	☎048-830-6629
埼玉県教育委員会 学校相談窓口	☎048-830-6737
幸手市教育委員会 教育部学校教育課	☎43-1111 内線631
幸手市教育相談センター 心すこやか支援室	☎42-0356
幸手市立権現堂川小学校 教頭 田村 紀子	☎42-0950

3 その他

夏季休業中は、子供たちだけでの外出の機会や家庭で過ごす時間も増えることから、各ご家庭でも以下のことにご留意いただきますようお願いいたします。

- ・子供たちだけでのゲームセンターやカラオケボックス、ネットカフェ等への出入りは、深夜徘徊や無断外泊（家出）等につながるおそれがあります。お子様の外出に当たっては、行先や帰る時間など、お子様と確認してください。
- ・インターネット・スマートフォンの利用については、各家庭でも「善き使い手」となるための使い方など、適切な利用となるようお子様と話し合ってください。

担 当 幸手市教育委員会
教育部学校教育課
電 話 43-1111
(内線631)
E-mail gakko@city.satte.lg.jp